

東京労働局発表

平成21年2月23日

担 当	需給調整事業部需給調整事業第二課
	課長 堀口 茂俊
	主任需給調整指導官 金田 文人
	電話 03-3452-1474

一般労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

東京労働局長（東明洋）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分一般労働者派遣事業主

名 称 アデコ株式会社
代表者の職氏名 代表取締役 マーク・デュレイ
事業所の所在地 東京都港区南青山1-15-9
許可に関する事項 許可年月日 平成9年8月1日
許可番号 般13-010531

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(改善命令の内容は第4のとおり)

第3 処分理由

アデコは、繰り返し是正指導されていたにもかかわらず、複数の事業所において同様の法違反が認められたことから、東京労働局長から全契約の点検・是正を指示され、これに対し、点検し、是正した旨報告していたにもかかわらず、その後も依然として次の1～5の法違反を行っていたこと。

1 沼津支社

- ① 翻訳業務をほとんど行っていなかったにもかかわらず、政令業務*1(6号通訳、翻訳、速記)であるとして、実際の業務内容と異なる業務内容で、派遣先から抵触日の通知を受けずに派遣契約を締結し、また、派遣労働者に実際と異なる業務内容を示すとともに

抵触日を明示せず、派遣元管理台帳に実際と異なる業務内容を記載し、派遣先及び派遣労働者に対して派遣停止の通知を行わず、派遣可能期間を超えて労働者派遣していたこと。(派遣法 26①・⑥、34①、35の2、37①)

② 専門的知識等を要さない業務を専ら行っていたにもかかわらず、政令業務(17号研究開発*2)であるとして、実際の業務内容と異なる業務内容で、派遣先から抵触日の通知を受けずに派遣契約を締結し、また、派遣労働者に実際と異なる業務内容を示すとともに抵触日を明示せず、派遣元管理台帳に実際と異なる業務内容を記載し、派遣先及び派遣労働者に対して派遣停止の通知を行わず、派遣可能期間を超えて労働者派遣していたこと。(派遣法 26①・⑥、34①、35の2、37①)

③ 包装前後の製品の検査業務、外観検査等の業務を行っていたにもかかわらず、政令業務(5号事務用機器操作*3)であるとして、実際の業務内容と異なる業務内容で、派遣先から抵触日の通知を受けずに派遣契約を締結し、また、派遣労働者に実際と異なる業務内容を示すとともに抵触日を明示せず、派遣元管理台帳に実際と異なる業務内容を記載し、派遣先及び派遣労働者に対して派遣停止の通知を行わず、派遣可能期間を超えて労働者派遣していたこと。(派遣法 26①・⑥、34①、35の2、37①)

*1 労働者派遣法施行令第4条に定める派遣受入期間に制限がない業務。

*2 科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな方法の開発の業務。専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務でないものを専ら行うものや製品の製造工程に携わる業務を専ら行うものは含まれない。

*3 電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作の業務。

2 四谷支社

① いわゆる自由化業務*4であったにもかかわらず、派遣先から抵触日の通知を受けずに派遣契約を締結し、また、派遣労働者に抵触日を明示せず、派遣先及び派遣労働者に対して派遣停止の通知を行わず、派遣可能期間を超えて労働者派遣していたこと。(派遣法 26⑥、34①、35の2)

② いわゆる自由化業務であったにもかかわらず、派遣先から抵触日の通知を受けずに派遣契約を締結し、労働者派遣を行ったこと。(派遣法 26⑥)

*4 政令業務(労働者派遣法施行令第4条に定める派遣受入期間に制限がない業務)以外の業務のこと。

3 立川支社

空家の修繕必要箇所の現地確認及び修繕指示等の業務について、政令業務(当初、9号調査*5、その後5号事務用機器操作)であるとして、実際の業務内容と異なる業務内容で、派遣先から抵触日の通知を受けずに派遣契約を締結し、また、派遣労働者に実際と異なる業務内容を示すとともに抵触日を明示せず、派遣元管理台帳に実際と異なる業務内容を記載し、派遣先及び派遣労働者に対して派遣停止の通知を行わず、派遣可能期間を超えて労働者派遣していたこと。(派遣法 26①・⑥、34①、35の2、37①)

*5 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務。

4 京都支社

宿泊を伴う出張による展示会受付や来客案内業務等について、派遣契約に記載せず、派遣労働者に示さず、派遣元管理台帳にも記載せずに労働者派遣を行ったこと。(派遣法 26①、34①、37①)

5 高松支社

派遣労働者数及び安全衛生に関する事項について書面に記載せずに労働者派遣を行ったこと。(派遣法 26①)

第4 処分内容

労働者派遣事業改善命令

1 労働者派遣事業、請負事業にかかる全社総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

総点検に当たっては、繰返し違反のあった次の条項等について、特に重点的に点検すること。

- ・労働者派遣法第26条第1項、第6項（労働者派遣契約の内容等）
 - ・労働者派遣法第34条（就業条件等の明示）
 - ・労働者派遣法第35条の2（労働者派遣の期間）
 - ・労働者派遣法第37条（派遣元管理台帳）
 - ・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針 第2十一（一）（労働者の特定行為への協力の禁止）
- 2 第3に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講じること。
- 3 派遣元事業主の責任において、全社にわたり遵法体制を整備すること。

参 考

○ 労働者派遣法

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）の場所

六 安全及び衛生に関する事項

6 派遣元事業主は、第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(労働者派遣の期間)

第35条の2 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の1月前の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 事業所の所在地その他派遣就業の場所

五 従事する業務の種類

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第3項において同じ。）について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

二 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに該当する業務

イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

- ロ その業務が1箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の1箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務
- 三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務
- 四 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務
- 2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
 - 一 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合その定められている期間
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 1年
- 3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から1年を超え3年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

（改善命令等）

- 第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（権限の委任）

- 第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

◇労働者派遣法施行規則

- 第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

（罰則）

- 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- 三 第34条、第35条、第35条の2第1項、第36条、第37条、第41条又は第42条の規定に違反した者

○ 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針

第2 派遣元事業主が講ずべき措置

十一 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等

- （一） 派遣元事業主は、紹介予定派遣の場合を除き、派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為に協力してはならないこと。なお、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣就業期間中の履歴書の送付を行うことは、派遣先によって派遣労働者を特定することを目的とする行為が行われたことには該当せず、実施可能であるが、派遣元事業主は、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者に対してこれらの行為を求めないこととする等、派遣労働者を特定することを目的とする行為への協力の禁止に触れないよう十分留意すること。